

これまでに寄せられた府民意見

資料 1

◆総件数 27,205件（平成23年3月14日～平成24年12月12日）

- ※反対意見(問合せを含む)：27,081件、賛成意見：124件
- ・メール、ホームページ問い合わせシステム：3,085件
- ・電話：3,415件
- ・FAX・郵送：400件
- ・来庁：257件
- ・署名・要望書：20,046件

◆前回の検討会議以降寄せられた主な新しいご意見（平成24年6月1日～平成24年12月12日）

試験処理、本格処理について	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府は地形的に周りを囲まれているため、風による影響等の検討すべき。 ・試験処理で動物実験は行わないのか。 ・試験焼却の結果は、本格処理ありきで検討しないでほしい。 ・試験処理の結果について、府民は意見を言うことはできるか。 ・本格処理の際には、焼却炉やバグフィルタの点検は行うのか。また、異常があれば、処理を中断するのか。 ・焼却時はマスクやメガネをするよう周知してほしい。
測定について	<ul style="list-style-type: none"> ・サンプリングは体積比や重量比でどれくらいか。測定頻度が少ないのではないか。 ・処理施設の周辺土壌の調査を行うべき。 ・PM2.5の高い日にサンプリングして放射性物質濃度を測定すべき。 ・シンチレーションカウンタは真正面分の測定しかできない。
健康被害、補償について	<ul style="list-style-type: none"> ・試験処理によって、すでに健康被害が発生している。(湿疹、微熱、頭痛、のどの痛み、鼻血) ・被ばくに閾値はなく、低線量でも影響を受ける。人体にどのような影響があるのか調べるべき。 ・ただちに健康に与える影響はないというが、将来はどうか。 ・自然の放射線は体内に蓄積しないが、人工の放射線は蓄積する。 ・検尿等の健康診断を実施し、検査費用を大阪府が負担すべき。また、責任の所在を明確にすべき。 ・被害が出て因果関係が証明できないといって補償してもらえないのではないか。 ・被害が出た場合、どこに相談すればよいか。
基準について	<ul style="list-style-type: none"> ・放射能がついたものを通常の焼却炉で、一般の廃棄物と同じように処理するのであれば、クリアランスレベルの考え方をを用いるべき。 ・一般食品の基準はパブコメでも高いといわれている。食品の基準と同じだからといって安全とはいえない。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省のシミュレーションの結果は信用できるものなのか。パラメータの妥当性等を検討すべきではないか。 ・南海トラフ地震・津波の想定結果を「北港処分地における災害廃棄物の焼却によって生じる焼却灰の埋立処分にかかる個別評価」に反映させないのか。 ・漏出した放射性物質の生態濃縮や、水域におけるホットスポットの発生の有無を論点に追加して評価すべき。

(参考)

有害物質等について	<ul style="list-style-type: none"> ・舞洲工場の設備で六価クロム、PCB、アスベスト等の有害物質は除去できるのか。 ・焼却すると、有害物質はガスになるのではないか。 ・有害物質の基準に埋立の基準ではなく、焼却の基準を用いるべき。焼却の基準がないならば、新たに検討すべき。 ・有害物質は溶出試験しか実施していないが、含有試験も行うべき。 ・大阪府のHPのQ&Aで、アスベスト廃棄物が含まれないと記載されている。0でなければ受け入れるべきでない。 ・アスベストの測定値が受入前の4倍になった。災害廃棄物にアスベストが含まれていたのではないか。 ・宮古市の災害廃棄物は大阪市のもの10倍以上のアスベスト汚染である。 ・アスベストが含まれる可能性があるなら、顕微鏡検査の結果が出るまで処理を中断すべき。 ・アスベストに関して、説明会で提示されたデータと、環境省が公表しているデータで差が大きい。何が原因か。 ・アスベストの基準が高い。 ・PM2.5が上昇したのは、試験処理において積替や焼却によるものではないか。 ・PM2.5に放射性物質が付着する可能性は検討しないのか。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページを一般府民でも分かりやすいような表現にすべき。 ・ホームページ以外の広報の仕方についても検討すべき。